

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第 54 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 12 月 24 日（水） 14:00～15:55

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、石黒専門委員、小野寺専門委員、門平専門委員、永田専門委員、  
堀内専門委員、山田専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(説明者)

農林水産省 沖田課長補佐

厚生労働省 森田 BSE 対策専門官

(事務局)

北條評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、猿田評価調整官、  
横田課長補佐

5. 配布資料

資料 1 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価書  
(案) たたき台

資料 2 サーベイランスポイントの試算結果

資料 3 国際獣疫事務局 (OIE) による BSE ステータス認定の申請について

参考資料 1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価 (自ら評価)  
評価手法 (案)

参考資料 2 追加確認が必要な事項 (オーストラリア・メキシコ・チリ・ブラジル・  
ハンガリー・コスタリカ・ニカラグア・パナマ・ホンジュラス)

## 6. 議事内容

○吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第54回「プリオン専門調査会」を開催したいと思います。

本日は、議事次第では9名になっていますけれども、甲斐先生が来られないということで、8名の専門委員が御出席です。

食品安全委員会からは、見上委員長、長尾委員、廣瀬委員、畑江委員、野村委員に御出席いただいております。

また、本日は農林水産省、厚生労働省から報告事項があるということで、担当の方にお越しいただいております。事務局に関しては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第54回プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題の審議に入る前に、事務局から資料確認をお願いします。

○猿田評価調整官 資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は議事次第、座席表、専門委員の名簿。これ以外に5点でございます。

資料1「プリオン評価書（案）」。

資料2「サーベイランスポイントの試算結果」。

資料3「プレスリリース 国際獣疫事務局（OIE）によるBSEステータス認定の申請について」。

参考資料1「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）評価手法（案）」

参考資料2は、1枚目が「オーストラリアへの追加確認が必要な事項」となっておりまして、各国の追加確認が必要な事項をまとめてございます。

以上の資料を準備させていただいていますが、不足等がございましたら事務局にまでお知らせください。また、これまでに配付させていただいた資料につきましては、お机の上にファイルとして、とじさせていただいております。適宜御活用ください。

事務局からは、以上でございます。

○吉川座長 お手元に資料ございますか。ありがとうございます。

それでは、自ら評価の審議を行う前に、リスク管理機関から報告事項があります。内容はOIEへのBSEステータス認定申請について、御報告させていただきます。本日は農林水産省の沖田課長補佐及び厚生労働省の森田BSE対策専門官にお越しいただいております。

それでは、説明をお願いします。

○沖田課長補佐 農林水産省の動物衛生課の沖田です。私の方から説明をさせていただきます。お手元の資料3に基づきまして、OIE、国際獣疫事務局が行っておりますBSEのステータスの認定につきまして、今般我が国も申請をいたしましたので、その概要を御報告いたします。

1枚目、資料3にありますが、農林水産省では厚生労働省の協力も得て、我が国のBSE

ステータス認定の申請に必要な資料の作成をしてきたところです。12月15日にOIEに対して我が国のOIE常任代表、これは農水省の方で代表になっておりますが、常任代表を通じてステータス認定を申請いたしました。

この申請がどうなるかということにつきましては、OIEの専門家による審査を経まして、来年の5月に予定をされておりますOIE総会において、正式に決定されるという運びになることとなっております。

参考までに申しますと、OIEは加盟国のBSEの発生の状況や、それに対する対応、対策の状況等を科学的に評価いたしまして、ステータスを決定し、公式に認定をしております。認定されるのは「無視できるリスク」の国。例えばオーストラリアのような国は既にそういう認定を受けております。それから「管理されたリスク」の国と認定をしているところがあります。

1枚めくっていただきまして、認定の申請書というのがどういうものかというものが、先ほども簡単に申しましたとおり、対策がどのように行われているのか。そういったことをOIEが、こういうデータを出しなさいということを定めておりますので、それに従ってデータを提出していくということです。

まず1番目としては、BSEの侵入・増幅のリスクがどのぐらいあって、どういう対策がとられたかということで、例えば侵入の対策では輸入の規制がどういう状況なのか。BSEの発生国から生体牛あるいは動物性加工タンパク。これはBSE発生国だけではなく、世界から止めておりますけれども、こういったものの輸入を禁止しているという対策を現在とっているところですので、そういった対策の状況。

あるいは増幅で言いますと飼料規制。牛の餌として牛の肉骨粉などを与えないという規制をかけて、これで暴露、増幅を防いでいるという状況について、データを提出しております。また、特定危険部位をと畜場におきまして除去し、焼却をし、更にBSE検査陽性牛が出た場合には焼却を義務づける。こういった増幅暴露の対策をとっているということです。

2番目といたしまして、BSEが農場において的確にちゃんと検出されているかどうかを判断するために、今、届け出の義務や周知プログラムにつきまして、どういう状況かということデータを提出しております。

3番目が、BSEに関するサーベイランスの状況です。我が国では24か月齢以上の農場での死亡牛をサーベイランス対象としております。または、と畜場においてスクリーニング、と畜牛のBSE検査をしておりますので、この状況を集計いたしまして、OIEはサーベイランスをどういうサーベイランスをしたかという基準をつくりまして、ポイント制にして表示をしておりますが、そのOIEの定めたポイントに当てはめてみますと、我が国では2001年から2007年までのサーベイランスポイントを集計しますと、全体で92万7,952ポイントということになっております。

4番目で、我が国でBSEがどれだけ発生したかということについて、あるいはその感染

経路の究明の状況につきまして、データ提出しております。これまで 35 例 BSE 感染牛が確認されておりますが、2001 年の 10 月に飼料規制を敷いた後、10 月にすぐ敷いても農家の段階で残っている飼料はありますから、それらが大体なくなったと思われる 2002 年 2 月以降に生まれた牛では、現在のところ確認はされておられません。あるいは、この状況やこれまでの原因究明の報告書が 2 回、平成 15 年 9 月と平成 19 年 12 月に出されておりますが、これらのデータについても提出をしているところです。

参考までに、その次のページに BSE ステータスごとの主な条件と、現在どこの国が認定をされているかというのを載せてございます。

私の方からの説明は、以上です。

○吉川座長 ありがとうございます。厚生労働省の方からは特にいいですか。

○森田 BSE 対策専門官 ございません。

○吉川座長 それでは、ただいま OIE に BSE ステータスの認定のための申請書を出したこと、OIE が専門委員会とその後の総会で認定するための条件というのを詳しく説明していただきましたけれども、日本はそういうレベルの条件を満たしたところにいるので、どういうステータスになるかということです。

何か御質問ございますか。今年は日本以外にも、かなり幾つかの国が送ってこられているのですか。

○沖田課長補佐 OIE ではどういう国が申請をしたかというのは公表しておりません。我々も現在把握はしておりません。これはこの後、先ほど言いましたように専門家による評価が行われるわけですが、専門家が評価して来年の 5 月の総会にかけられるための案というものを、恐らく 3 月ぐらいになるのではないかと思います。そのころに各加盟国に提示をして意見を求めるというステップがあります。そのときに、だれが申請したかというのが公式に明らかになると思っています。

○吉川座長 わかりました。ほかに御質問ございますか。いいですか。

どうもありがとうございます。今後とも BSE に関する情報等ございましたら、情報提供をいただくようお願いします。

それでは、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価、自ら評価について審議を始めたいと思います。最初に事務局から、前回までに審議した追加確認事項、合わせて 9 か国に送りましたけれども、それに関する説明と、以前に配布した資料について一部訂正があるということで、御説明をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、説明をさせていただきます。

参考資料 2 を御用意ください。こちらは前回の調査会でまとめていただきました各国への追加確認事項の最終版、メール等で確認させていただいて、最終的に確定したバージョンということで、お配りさせていただいております。

なお、オーストラリア、メキシコ、チリ、ブラジル、ハンガリーに対する確認事項に関しては、前回調査会の審議結果などを踏まえまして、輸入実績に関する部分の照会等に関

して、前回の調査会で配付したものから若干修正をしております。

また、この追加確認の事項を整理する中で、これまでに配付した資料の中で一部訂正を要する部分がありました。該当するのは貿易統計の関係でございまして、卓上の資料は既に反映しておりますが、背表紙で「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施に関する資料（メキシコ・チリ・ブラジル・ハンガリー・コスタリカ・ニカラグア・パナマ・ホンジュラス）」と書いている方を御用意いただければと思います。

この一番後ろのタグで、ホンジュラスというところがありまして、その中の更に一番後ろの資料、生体牛の評価の試行結果というA4横のカラーの資料の3ページ目に肉骨粉の侵入リスクというテーブルがございます。ドッチファイルの一番後ろの紙を1枚戻っていただくだけで3ページ目になります。

以前この肉骨粉の侵入リスクの2001年から2005年のところで、欧州の中程度汚染国から1,888トンの輸入があったと記載をしていたのですが、その後、貿易統計を再度確認したところ、これはスペインからホンジュラスへの輸出ではなく、チリへの輸出であり、集計が間違っていたことがわかりました。

お手元のファイルの方も、ホンジュラスの3ページ目のところは既にその数字は消しておりまして、ゼロに直しております。また、代わりにチリの当該期間のところには1,888トンをプラスするように修正をさせていただいております。

従いまして、ここの部分に関して修正をしたいということで、ホームページに今、載っている資料も同様に修正をさせていただきたいと思います。

説明の方は以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。これに関してはいいですか。

それでは、今日の審議に入りたいと思います。本日はこれまでの審議を踏まえて、資料は送られていると思いますけれども、評価手法の部分について、事務局の協力を得てたたき台として、資料1にありますけれども「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（案）」の今までの議論をまとめて確認しつつ、文字に起こしたということです。

一応審議ということで、それぞれの項目、まとめたものに関して、一遍だとかなりのボリュームになりますから、パートごとに分けて事務局の方から概要、骨格について簡単に説明をしていただいて、それぞれについて論点を絞って議論を進めていきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、資料の説明をさせていただきます。資料1の評価書（案）のたたき台をお手元に御用意いただければと思います。

こちらは今、座長から御説明があったとおり、評価手法（案）につきまして、今まで参考資料1の方で考え方を整理してきましたが、それを評価書の形でまとめたものでございます。

まず、本文が5ページ目からでございます。

「I. 背景」ということで、この自ら評価を始めた経緯でございますとか、これまでの意見交換会等を開催したという内容をまとめております。これは基本的には以前、準備段階の議論として専門調査会の見解をまとめたときの、その背景の部分を大体持ってきているような形でまとめております。

6 ページ目が「II. 評価対象及び情報の収集方法」として整理をしております。まず、評価対象国でございますが、表 1、表 2 で 2003 年度以降の牛肉及び牛内臓の国別の輸入量をまとめております。そこに記載されている国が全部で 16 か国ございまして、そのうち既にプリオン専門調査会の方で評価をした米国とカナダを除く 14 か国が、今回の評価対象国ということで記載をしております。

7 ページ目の「3. 情報の収集方法」でございますが、まず評価に必要な調査項目を質問書としてとりまとめまして、評価対象国に回答を求めることによって情報を入手したということでございます。別途、食品安全確保総合調査において貿易統計等のデータも収集をしました。

先ほど御説明致しましたが、評価の過程で必要となった、より詳細な情報、初回の回答で記載の不明瞭な点に関しては、追加質問を行ったということで、これは現在進行形で今、照会をかけているところでございますが、そういったデータを基に評価を進めたということでございます。

最初はここまでということで、よろしく申し上げます。

○吉川座長 ありがとうございます。委員が変わったのでちょっと説明をしておきますが、諮問を受けた場合あるいは自ら評価した場合、試行錯誤の結果として大体のスタイルが決まってきていて、最初に見出しその他のタイトル。これはまた審議の中で多少変わるかもしれませんが、そういうまくらがあって、食品安全委員会の委員と当プリオン専門調査会の委員を付けた上で、要約は最後に終わった段階でここにまとめますけれども、書き出しはどのものもなぜこれをするようになったのかということ、背景という形でいつもまとめております。

諮問を受けた場合もありますし、今回のように自ら評価でやる。最初のパラグラフで食品安全基本法の中の設定で、食品安全委員会は諮問を受ける場合と、自ら判断してリスク評価をやる場合がありますということで、今回の場合は自ら評価の方に該当するので、そこにあるような健康影響の大きいもの、危害要因の把握の必要性が高いもの、あるいは評価ニーズが高いなど、いろいろな要求があるわけですが、その中で優先度の高いものを企画専門調査会が選定してパブコメをやった後、食品安全委員会が決定するというので、この課題もそういう形で決まってきたということです。

今、言われたように、米国、カナダのほかに 14 か国から輸入しているわけですが、その中には GBR のカテゴリ 3 という国もあるし、GBR の科学委員会での評価を受けていないという国も入っているということです。

一応、入ってくるものに関して衛生証明書を付ける、あるいは SRM を除くという輸入規

制を輸入業者に対して求めているという実績はありますけれども、BSEの有病率や対策について、完全にわかっているという部分だけではないという問題もあるということで、この際リスクをはっきりさせようではないかということです。

米国、カナダは既に行っているわけですがけれども、それ以外の国についてもリスク不明なままというわけにはいかないということで、国民の不安に応えるという目的で、今回この自ら評価を行うことになったという経緯が書かれています。

これは本当にこれを行ったスタート地点の背景なので、淡々と流れが書いてありますけれども、ここに関してはいいですか。後でもう少し細かく書いた方がいいとか、そういうことがあれば、また事務局の方に御意見をください。

○横田課長補佐 申し訳ございませんが、1点だけよろしいですか。

今、気が付いたのですが、9行目にパブリック・コメントと書いてありますが、場合によってはパブリック・コメントをやる場合もございますが、今回は正確に言いますと意見交換会を開催したので、そのように修正させていただければと思います。よろしくお願ひします。

○吉川座長 うろ覚えで書いたものですから、済みませんでした。

それでは「II. 評価対象及び情報の収集方法」ということですがけれども、評価の目的は今の背景のところから抜き出してあります。対象国は2003年から2006年、我が国に牛肉あるいは牛の内臓等を輸出した16か国のうち、評価の済んだ米国、カナダを除いた14か国ということで、実績として牛肉の国別輸入量が表1、内蔵の国別輸入量が表2に書かれています。

それから、情報の収集方法に関しては、今、読まれたとおり、1つは質問書を送った。もう一つは、食品安全の確保総合調査で貿易統計等の調査データをもらった。それから、現在進行形の追加質問。これらを総合して評価を進めたということで、背景と目的、対象国及び分析のための情報収集の方法について書かれていますけれども、ここもいいですか。

特にないようなので、次に進みたいと思います。

○横田課長補佐 そうしましたら、引き続きまして8ページ目以降を御説明させていただきます。

8ページ目からは「III. リスク評価手法」ということで、これまで専門調査会で御議論いただいた考え方のまとめとしておりました参考資料1を、評価書のスタイルにまとめたというものでございます。

まず「1. リスク評価の基本的な考え方」でございます。3行目以降ですがけれども、国内産の牛肉のリスク評価あるいは米国、カナダ産牛肉のリスク評価手法を基本として、OIEのステータス評価の評価項目でございますとか、EFSAのGBRの評価手法等も踏まえまして、大きく生体牛と食肉のリスクに分けて、総合的に評価を行ったということでございます。

その次のところで、評価は十分な情報が得られにくい点など考慮すると、定量的評価は

困難であるということで、定性的な評価を基本として、一部データが十分でない場合には、最悪のシナリオで検討を行ったということで、その網かけにしてある部分は、これまでの専門調査会の議論で多少議論はしてきているのですが、はっきりとどうするという結論が出ていないですとか、あまり深く議論していないような部分になります。後ろの方にも何か所か網かけの部分があるかと思えます。

そういう趣旨で網かけがしておりまして、この部分はデータが足りない場合はどうするのだということで、今まであまり深く議論をしていなかったということで、網かけしております。

14行目以降が「2. 生体牛」の部分でございます。

「(1) 侵入リスク」ということで、最初の段落でございますけれども、EFSAのGBRでレベルIIIまたはレベルIVと評価された国であるとか、少なくとも1頭以上BSE感染牛が確認されている国をBSEリスク国と見なして、これらの国からの生体牛、肉骨粉、動物性油脂の輸入に関する情報を基に、まず侵入リスクの評価を行ったということでございます。

具体的には次の段落以降でございますけれども、まず①としまして、こういったBSEリスク国からの実際の輸入データを回答書などから入手して、②で輸入生体牛であるとか、肉骨粉が各国の家畜用飼料に使用されたかどうかを分析して、③でBSEリスク国ごとに別途定める加重係数を用いて重みづけをしまして、侵入リスクのレベルを推定したということでございます。

31行目以降でございます。動物性油脂に関しては前回の調査会で少し議論があったと思いますが、リスクはグレードによって異なるということでございます。いずれにしても生体牛や肉骨粉と比較すると通常低いということで、輸入量が多い場合にはその用途等も踏まえ、補足的に考慮するものとしたということでございます。

9ページ目以降が、項目ごとに簡単に考え方をまとめております。4行目以降、実際に各国の家畜用飼料に使用されたかどうかの判定というところは、回答書などで実際に家畜用飼料に利用していないという合理的な説明があったものに関しては、除外をしたということでございます。

16行目から「全体の侵入リスクの推定」というところでございますが、輸入の生体牛と肉骨粉によって生じる全体の侵入リスクを推定する際には、生体牛と肉骨粉の換算をする必要があるということで、その換算に当たってはSSCであるとか、EFSAのGBRを参考にして、1トンの肉骨粉が1トンの生体牛に相当すると仮定して、計算をしたということでございます。

22行目以降が加重係数でございます。まず定義でございますが、26行目以降に英国でBSEの発生がピークであった期間、1988年から1993年のBSE有病率が5%と推定されておりました、この期間に英国から輸入された生体牛1頭の加重係数を1と設定したということでございまして、それ以下に各国の加重係数が書いております。まずイギリスとヨーロッパに関しましてはSSCのGBRで使用されている数値を基本的には使用したということで

ございます。そこは9～10ページ目の上段にあります。

10ページの16行目からは、米国、カナダ、日本がございます。この3か国に関しては、過去にプリオン専門調査会で行った評価の中でサーベイランスデータから推定した有病率がありますので、それを基に加重係数を計算して設定したということでございます。

10ページ目の35行目以降、それ以外の国ということで、GBRIIIであってBSEが発生していない国、メキシコやチリなどの加重係数ということで、ここはこれまでの議論の中でもどうするか考え方があまりまとまっていなかった部分ということで網かけをしております。考え方としてはこれらの国に関してはBSE非発生国であり、有病率を基にした加重係数は設定できない。また、発生国と比較すると、これらの国のリスクは通常低いと考えられることから、個別の加重係数の設定は行わなかったということです。しかし、その次のページですが、これらの国からの輸入量が非常に多い場合には、別途補足的に考慮をするということに記載しております。

最後に「侵入リスクのレベルの評価」というところが4行目以降でございますけれども、その表3に従って5段階で判定を行ったということでございます。

とりあえず、ここまでで一区切りという形で終わりにします。

○吉川座長 項目3は実際のリスク評価をこれまで議論しながら進めてきたわけで、そこを大きくまとめたところで最初にリスク評価の基本的な考え方という、これまでの手法を利用するという考えで、生体牛、食肉等に大きく2つに分けるという考え方でやる。

それから、今回定量的な評価が結構難しいということがあって、定性的なものを基本にしようということで、その網かけ部分が「一部データが十分でない場合には最悪のシナリオで」検討するという、この1行に関しては今まで詰めなくて、かつてそういうことを米国、カナダのときに使ったケースもありますけれども、今回、基本的な考え方としてこれでいいかというところです。

小野寺委員どうぞ。

○小野寺専門委員 すみません、文章の書き振りなのですが、8ページの22行目、BSEリスク国を英国及び英国以外と書いてあるのですが、EFSAのGBRでは英国とポルトガルは一応同格に扱われていたかと思っていたのです。

少なくとも見た限りは、ポルトガルは恐らく中程度汚染国に入っていなかったですね。ポルトガルとアイルランドもどうなのか。アイルランドは中程度汚染国ですけども、ポルトガルをどうするのかという見解なのです。

○吉川座長 ポルトガルから輸入した国がこの14か国の中にあつたのですか。ひょっとしたらなくて、輸出輸入調査から逆算しているからか、それとも単に落とすただけでしたか。どうでしたか。ポルトガルの扱いに関してちょっと記憶が私ないのです。

○横田課長補佐 後で精査しますけれども、たしか記憶が間違っていなければ、ポルトガルは今のところ回答が返ってきている範囲では、特に輸入の実績はどこの国もなかったので、特に記載していないという整理にしております。ただし、小野寺先生のおっしゃると

おり、GBR の評価ではポルトガルは英国と一緒にレベル IV という形で、確かに 1 段階高い評価にはなっていたかと思えます。

○吉川座長 ではそこはもう一回、輸入統計を振り返って、もしあればどうするという議論をしなければいけないし、なければ今のような誤解を生むとすれば、ポルトガルについては輸出に関係していなかったの、このカテゴリーに入れていないと説明をどこかに書いておけばいいのかと思えます。

○小野寺専門委員 一文書いておけば、その後英国以外というのはポルトガルも入っていないのだということでもいいのだと思えます。

○吉川座長 わかりました。最初の網かけはどうしますか。当面これでいいですか。もし追加質問で 1 回目の質問で不明な部分に関して答えてもらうということもしますが、それでもやはりどうしても不明のまま終わるという項目あるいは明確な回答が返ってこないけれども、こちらの手持ちのデータでこういう格好のデータになっているという場合に、ワーストシナリオの方をとるという考え方でいいですか。

では、これに関しては、かつて同じようなことをした記憶があるので、とりあえず十分データがない場合については、一応ワーストシナリオを採用するという方向でいきたいと思えます。

今、指摘がありましたけれども、侵入リスクのところでは生体牛ではそういう格好で国別についてリスクをカテゴライズしました。英国、欧州の中程度と低汚染国、米国、カナダ、その他という、それぞれについて加重係数をしていくわけですがけれども、侵入リスクの判定に当たっては、BSE の潜伏期間を考慮して、5 年 1 期間という格好で区切ってあります。後で出てくる国内暴露の方に関しては、それぞれの施策というか、措置がとられたときをもって区切ってありますけれども、牛に関しては 5 年潜伏期という平均潜伏期で大体 5 年区切りという評価にするということです。

動物性油脂に関しては、前回どうするという議論をして一応こういう結論になったので、そこをそのまま書き込んであります。

9 ページのところは、回答書の中でのリスク評価に当たっての除外理由、対象外になるものというので、生体牛について既に死亡していたが、レンダリング処理されずに埋却または焼却されたということが明らかな場合、輸入生体牛についてまだ生存していて、家畜用飼料への利用が起こっていない場合。生体牛あるいは肉骨粉について、輸入したけれども、そのまま再輸出した場合。こういった場合はリスク評価の除外になります。

侵入リスクの推定に当たっての 1 頭というのは、そのまま GBR の手法を採用した。加重について、これも GBR の米国の最盛期の 88 年から 93 年を 1 として、前後を 0.1、更にその後 0.01、2006 年以降は更にその 10 分の 1。肉骨粉については、生体牛と多少ずれる格好になりますけれども、86 年から 90 年を 1 として見た期間で、10 分の 1 ずつ下がっている。

欧州について中程度汚染国と低汚染汚染国のケースから、米国カナダについては、これ

は GBR がなかったんでしたね。自分たちで一応、前回のリスク評価の結果を推定して、先ほどの英国の最盛期が有病率 5% を 1 と置いたという換算値から、米国とカナダについて、この値を与えるというのと、その期間は陽性牛が生まれた年から後という設定になっています。日本も国内見直しの際の評価に基づいた加重計算を使います。

10 ページの GBRIII で、BSE が出ていない国については網かけになっていますけれども、これらの国のリスクをどうするかということですが、1 つは BSE の非発生国であるというので、上のように発生している国と違って、有病率に基づいた係数を設定しにくいということです。

しかし、その発生国と比較すれば、通常低いと考えていいのではないかとということで、ここではそれぞれメキシコ、チリについて加重係数を決定しないというのは、メキシコ、チリから肉骨粉あるいは牛を入れている国について、そのリスクをどうするというのに、メキシコ、チリの加重係数を設定していないという意味で、もし肉骨粉あるいは生体牛の輸入量が非常に大きければ、それについては補足的に数値を考えようということですが、実際にメキシコ、チリからこの 14 か国がそれほど大した量を輸入しているのでなければ、加重係数をここで無理して設定しなくてもいいのではないかと意味なのです。

○小野寺専門委員 非発生国の加重係数の設定ということなのですが、一応メキシコ、チリは OIE のポイントの目標を達成して、その結果、非発生国であるということで、これはこれでいいと思うのです。

○吉川座長 資料 2 に今回サーベイランスについて計算をしていただきました。

○小野寺専門委員 先月、私は韓国に行っていたのですが、やはり国によっては OIE のポイントに達してなくて、要するに非発生国だという国も幾つかあるわけです。そこはどうか少し言い振り、書き振りは少し書いた方がいいのかなと思ったんです。文章が出ているかどうかわかりませんが、目標に達しない国というのは資料 2 の 4 ページや 5 ページにありますので、そういうことだと思うのです。

○吉川座長 そうなのです。これはやはり混乱する書き振りなのです。メキシコ、チリについては輸入をしていますから、総合的にこの国から来る肉及び内臓にどういうリスクがあるというのは、これから評価をしていく中で結論が出ていくのですが、ここで問題なのは、例えば日本に輸出しているオーストラリアならオーストラリアが、仮にパナマやホンジュラスといったポイントに達していない国から大量の牛や肉骨粉を輸入している場合には、パナマやホンジュラスの係数をあらかじめ決めておかないと評価ができないのですが、實際上、パナマやホンジュラスから大量に輸入している国がなければ、先程と同じで無理に評価を進める前に、加重係数をそれぞれの国に与えておかなくてもいいだろうという、逃げ文句というのは変ですけども、問題になったときに考えようというのが実はこの文章なので、ちょっとそこがわかりにくいかもしれないですね。言っている意味はそういうことなのです。

それぞれの国の輸出入量を見て、ほとんど互いの国に影響を当てるほどの量でなければ、

あえて非発生国について発生国のような加重計算のための数値を入れるというのは結構難しいので、問題にならないなら決めなくてもいいのではないかということなのです。

○小野寺専門委員 メキシコ、チリ等と書いてあるから、等の中にパナマやホンジュラスも入っているということなのですね。

○吉川座長 ホンジュラスは GBR していましたか。

○横田課長補佐 ホンジュラスは GBR はしていません。ここは GBRIII で、なおかつ BSE 非発生国ということなので、パナマは GBR で評価結果が出ていまして、GBR のレベル I ということなので、ここには該当しない形になるかと思えます。

○吉川座長 だから、日本に輸出している非発生国に GBRIII の国と、I とか II の国と、それから、BGR の評価のない国と 3 つあるということですね。ここはそのうち GBRIII で BSE 発生国ということについて、こうしようということを書いたので、確かに GBRIII でなくて、非発生国の加重係数をどうするという議論は、大量のものが動かなかったということもあって、そういう意味では今までしなかったのかもしれない。

でも GBRIII でこういうルールだとすれば、GBR II あるいは GBR 評価を受けていない国についても同等の扱いということになりますか。それとも、ちゃんと詳しく書いておいた方がいいでしょうか。GBRIII でこういう扱いなんだから、II と I は当然そういう扱いをして問題ないと思うのです。問題は GBR の評価を受けていない非発生国は、しかしそれに加重係数を付けろと言っても、やはり難しいですね。

○小野寺専門委員 わかりました。ただ、文章の書き振りだけのことだろうと思いたのでね。

○吉川座長 わかりました。今、言ったのは整理できるように、少し説明を加えましょう。GBRI、II に関してはこれに準ずるで、GBR をやっていなくても、もし大量だったら当然考慮しなければならないし、少量だったらとりあえず加重係数を設定しないで評価を進めるということでもいいですか。

○小野寺専門委員 はい。

○吉川座長 では、ちょっとその辺りをそういった書き振りで考えます。

○横田課長補佐 一応少し補足させていただきますと、まず BSE リスク国の定義が最初の 8 ページ目の 16 行目のところで、まず GBRIII か IV と評価をされた国か、もしくは 1 頭以上発生している国を BSE リスク国と見なして、それを考慮したということで、その範囲で後の加重係数を整理したというまとめ方にはなっているところです。

○吉川座長 そうですね。だから最初の定義からすれば、文章的にはこれでいいのです。ただ、実際の評価をしていく中で、ここで自分たちが決めた BSE リスク国でない国由来の肉骨粉と牛については、例えば当面加重係数という格好で評価しないというなら、それをどこかに書いておかなければいけない。それでないと、それ以外の国はではどうしたんだということ、実は何も書いてありませんということになるから、もし最初に定義をしてしまつて、BSE リスク国はこれとこれですという書き振りでするなら、それ以外の国で物品が

動いたものをどうするかということ、どこかに書かないといけない。そこは定義から始めて、説明を考えます。

最後の侵入リスクのレベルをどう評価するかということで、これは英国換算の定義はそのまま EFSA のものを使ったんでしたか。少し変えたのでしたか。

○横田課長補佐 基本的には GBR と同じですがけれども、GBR はもう少しレベルが、上 2 段階ぐらい高い数字も置いております。ただし、今回は基本的にはそんなに高い国はないだろうという前提で、上の方は 2 段階ぐらい切って 5 段階にしております。

○吉川座長 今のそれぞれの国の加重係数と輸出入量と、その時期の組み合わせで足し合わせて、そのポイントのどこに来るかによって無視できるから 5 段階にしました。これはこれでいいですかね。

では、次にいきます。

○横田課長補佐 そうしましたら、次の項目の概要を説明させていただきます。

11 ページ目の 12 行目「(2) 暴露・増幅リスク」でございます。主要なリスク因子として①～④ですがけれども、飼料規制、SRM の利用、レンダリング条件、交差汚染防止対策の 4 つを記載しております。

このうち、欧州における BSE 対策で最も効果を有した対策というのは、疫学的な解析結果から飼料規制であるということで、この中でも反すう由来タンパク質を反すう動物の飼料に利用しない規制、更に交差汚染も防止する観点から、ほ乳類由来タンパク質を反すう動物の飼料に利用しない規制が、BSE の統御に重要であったということを記載しております。

そのほか、レンダリングからの SRM の排除、レンダリング条件、あとは飼料工場の専用化や製造ラインの分離などの、交差汚染防止対策についても考慮すべきということで、具体的にはまず飼料規制の状況について分類を行った上で、SRM の利用実態、レンダリングの条件、交差汚染防止対策を考慮して評価を行ったということでまとめております。

26 行目以降、網かけの部分でございます。実際の評価に当たってはそれぞれの措置の遵守度も重要であるということでございますけれども、この部分に関して可能な限り定量的な情報の入手に努めたとしておりますが、これらについては各評価対象国からの回答書に基づく限られた情報しか得られていないことから、評価に際して補足的に考慮せざるを得なかったということで、記載しております。

その次の 12 ページ目以降が、項目ごとの考え方でございます。

12 ページ目の一番上が「飼料規制」でございますが、これは BSE の暴露・増幅を防ぐためには、牛に BSE の病原体を含む可能性のある肉骨粉等を、給与しないことが重要であるということで、その飼料規制の内容については交差汚染の可能性等を考慮すれば、ほ乳動物由来肉骨粉の哺乳動物への給与禁止が最善ということで、その次がほ乳動物由来肉骨粉等の反すう動物への給与禁止、それから、反すう動物由来肉骨粉等の反すう動物への給与禁止の順番に効果が高いということで、まとめております。

10行目から「SRMの利用実態」でございます。下の方に表4で各部位ごとの感染価をまとめておりますが、BSE陽性牛の感染価の99%以上はSRMにあると考えられることから、SRMをレンダリング材料から排除することがBSEの暴露・増幅を防ぐために重要な点である。具体的にはSRMであるとか、死廃牛を法的に禁止している状態が最良の状態ということで、その次に死廃牛が飼料に利用されないとともに、SRMが飼料以外の用途、食用などに利用されている場合は一定の効果があるということで、記載をしております。

25行目以降が「レンダリングの条件及び交差汚染防止対策」に関してでございます。まず、レンダリングの方法ですけれども、一番下の30行目ですがEFSAのリスク評価などでは133℃、3気圧、20分の処理で感染価が1,000分の1に減少できるという試算が行われております。ということでOIEの規定の133℃、3気圧、20分以上の処理で一定のリスク低減効果があると考えられるということでございます。

その下、交差汚染防止対策でございますけれども、欧州などの経験からも飼料に含まれる微量の反すう動物性タンパク質であっても、牛を感染させるのに十分な感染価を有することが示されているということで、実際の交差汚染防止対策としてはライン洗浄では不十分であり、施設の専用化であるとか、ライン分離等を実施することが求められるということでございます。

15行目から、最後まとめの「暴露・増幅リスクレベルの判定」でございます。上記の考え方に基づいて暴露・増幅リスクを、次の14ページ目の図1で、これは今までの参考資料1で使っていた図をそのままはめ込んだ形になりますが、図1の流れに従って5段階で評価を行ったということでございます。

最後に、14ページ目の4行目から「(3)サーベイランスによる検証等」という項目でございます。こちらはサーベイランスはOIEで利用されているポイント制に基づいて、各国のサーベイランス状況を調査し、実際に評価に当たっては検証的なデータとして活用したということでまとめておまして、実際に計算した結果を本日、資料2ということで準備しております。少しその結果を簡単に御説明させていただければと思います。

お手元の資料2を用意いただければと思います。タイトルが「サーベイランスポイントの試算結果」ということで、まずこの試算に当たっての前提です。最初の○でございますが、OIEではA型サーベイランスとB型サーベイランスの2種類がありますけれども、この紙ではA型サーベイランスで必要とされるポイント数と、実際の各国のサーベイランスの結果を基に計算をしたサーベイランスポイントとを比較したということでございます。

2つ目の○でございますけれども、サーベイランスポイントの計算に当たっては、本来その牛の年齢ごとにポイントが異なっているのですが、回答書の方でそこまで細かい牛の年齢までは把握できていない関係がございまして、サーベイランスの牛の年齢については、全頭を4～7歳ということで、一番ポイントとしては高いゾーンになりますけれども、そういう牛の年齢であると仮定して計算を行っております。

その計算した結果が以下、国別に書いておりますけれども、まずオーストラリアでござ

いますが、牛の飼養頭数はそこに記載されているとおりで、必要なポイント数が 30 万ポイント以上のところを、表の右下が合計ポイント数ですけれども、230 万ポイント以上ということで目標達成ということでございます。

その次のメキシコも同じように 30 万ポイント以上のところ、75 万ポイント弱ということで、目標達成です。

2 ページ目にいきまして、チリにつきましても 30 万ポイント以上必要なところ、43 万ポイントということで、目標達成です。

ブラジルも同じく、30 万ポイントのところ、390 万以上のポイントということで、達成です。

ハンガリーに関しては、6 万ポイント以上必要なところ 49 万ポイント以上ということで目標達成。

この最初の 5 か国に関しては本日冒頭で御説明ありましたが、OIE でもステータスの認定を取っています。当然ポイント数もそれなりにいっているということで、こういう結果になっているかと思えます。

3 ページ目の下がコスタリカでございます。こちらはまだ OIE のステータス認定を取っていないかと思えますけれども、今、最初に説明したような前提で計算をすると、18 万ポイント以上必要なところを 22 万 9,000 ポイントぐらい集めているということで、一応目標はクリアーしているという形になります。

4 ページ目以降でございます。ニカラグアに関しては 30 万ポイント以上必要なところ、右下にあるとおり、まだ 800 ポイントぐらいで、目標をクリアーできていません。

パナマに関しては、サーベイランスの結果が添付されていなかったと言いますか、最近 OIE のステータス認定等を目指してサーベイランスを始めたところのようでございます。ここは計算ができていないということでございます。

ホンジュラスに関しては、30 万ポイント以上必要なところ、98 ポイントということで目標に到達していないということで、やはり OIE ステータス認定をまだ出していない国というのは、ポイント数的には比較的少ない国が多いのかなということが、この試算結果からは言えるかと思えます。

サーベイランスのところまでの説明は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。今回のところは 11 ページの侵入リスクを終えて、暴露・増幅リスクからですけれども、今、大体詳しく説明していただいたので、最初の 11 ページのところは、網かけの暴露・増幅リスクの評価に当たっては本来、措置に対する遵守度を知ることが重要だけれども、実際にはなかなか回答書だけで定量的な評価をできるほどのデータは書かれていないというケースが多いということで、遵守度に関しては補足的に考慮せざるを得なかったという書きぶりになっています。

○小野寺専門委員 補足的にそうせざるを得なかったという文章が書いてあるのですけれども、その結果、何をやったかということですが、別段ケースを出したりしなかったとか、

そういうことは書かなくてもいいのですか。

○吉川座長 これは遵守度を書いてくれた国はありましたか。

○横田課長補佐 回答書を見ますと、オーストラリア等は比較的何件やって何件とかいうのが各段階で一部記載の方があったかと思えます。がそれ以外の国についても何ヶ国かについては少し記載があったかと思えます。

○吉川座長 ここも本当はそういう意味では、今までの議論の中で細かく詰めなかったので、それで網かけで残っているのです。

○小野寺専門委員 そうすると例えば文章をもう一つ加えて、遵守度を特段書かなかった国に関してはどうかということ、別に特別こういう文章は入れなくてもいいのですか。遵守度を書かなかった国に関しても、できる範囲でリスクに関して考慮をすることにしたとか、補足的にこういうふうにしたとか、いかがですか。

○吉川座長 実際上はどちらかと言うと、今回の場合は評価のレベルを判定するに当たって、例えば法的にどういう規制がどこまでされているかという、言わばトップダウンのルールについて、メインに評価して、ボトムアップでそのルールがどのくらい守られているのかどうかを知るのが非常に難しかったので、そういう意味ではトップダウンの評価をメインにして、ボトムアップの評価は実質上は補足的と言うけれども、大半の国はほとんどトップダウンで決めてしまっているということですね。

○小野寺専門委員 ですから、ボトムアップのことはなかなかリスク評価にできないというか、数値に出てこないものですから、そういうことで今回のリスク評価はどちらかと言うと制度的なものを重視したとか、そのくらいを何か書けばいいのかなと思えます。

○吉川座長 そうですね。そこら辺を具体的に書いた方がいいかもしれないですね。本来であれば遵守度がわかれば、それの方が絶対にいいんですけども、評価に耐えるだけのデータが出てこないということがあって、重要ではあるけれども、今回はそれが使えないので、どちらかと言えば制度的な、あるいはとられた措置の厳格さとか、そういったものを基準にレベルの評価をしたと。あるいはせざるを得なかったのかもしれないですけども、その文章を考えます。

○永田専門委員 そのときに、最初にデータがない場合は最悪のシナリオと書いてしまっているのです。

○吉川座長 最悪のシナリオをとると、ルールはあるけれども守られていないと、ルールがないと同じになってしまいますね。

○永田専門委員 うまく調整というか、合わせていただければと思います。

○吉川座長 自縄自縛に陥っている感じがします。

○堀内専門委員 今のところなのですが、実際に暴露・増幅リスクというのは、この評価全体の中では決して補足の部分ではなくて、かなり重要な項目になっていますね。ですから、ここの冒頭にリスク評価の際に補足的に扱ったと述べてしまうのはどうかなという印象を持つのです。もし今のような考えがあるのであれば、最後のところに遵守度の調査は

必要であるとかそういう書き方にしておいた方が、実際にやっている最初のかげ算のところで飼料規制について書かれているわけですね。それを補足的に何か扱っているという感覚に受け取られかねないので、その補足的に扱うという表現はこの文言の挿入部位も含めて、少し検討した方がいいのかなという印象を持ちます。

その上の段に実際にも BSE 対策で最も有効だったのは飼料規制であるとおきながら、それを補足的に評価したというのは論の展開にちょっと無理があるかなという印象があります。

○吉川座長 わかりました。ちょっとわかりにくい部分があるかと思うので、飼料規制を主眼に置いて、その評価に当たっては法的規制がどのレベルでとられているかということに重点を置いて評価したということで評価自体としては一旦区切って、その上でそういうルールが本来どれくらい実効性を持って守られているかということを知ることが重要であるけれども、回答書を見る限り、国によっては十分な回答を得ることができなかった。ここまでは事実です。それをどうしたという話になると、補足的に考えるしかなかったという元に戻ってきてしまうのかもしれないのだけれども。

○小野寺専門委員 今のはいろんな文章を変えて、おわりにとか最後にとかがきの文章がありましたね。そういうところに。

○吉川座長 総論の最後に加えますか。ここの項目はそういうようなステップで評価したということで、おわりにとか後のところに、場合によっては国別評価をするときに、本来そういうふうには評価したけれども、この国のここに当たっては本来とった法的措置だけではなくて、その遵守度。ちゃんと答えを返してくれている国に関しては、それに応じて評価すればいいわけですから、そうしますか。

○小野寺専門委員 そうですね。

○吉川座長 わかりました。では、ここの書きぶりは、どういうものを機にここの評価を進め方という書きぶりで止めておいて、書くにしても、その遵守度を知ることが重要であるくらいで止めておいて、各国の評価をするに当たって、飼料規制の遵守度について、ちゃんと書かれているところはそれでいいし、書かれていないところについては評価の中でそういう文言を書いておくと。それでいいですか。

○永田専門委員 はい。

○吉川座長 わかりました。実際には飼料規制、SRM 利用の実態、レンダリング条件、交差汚染防止対策をそれぞれどう考えるかということが書いてあります。最終的にそれを組み合わせてレベルの評価ということで、図の 1 にそのフローチャートが書いてあって、飼料規制の状況が哺乳類・哺乳類で禁止されているか、哺乳類・反すう類か、反すう類・反すう類か、特に規制がないかというのでまずグレードを分けて、その上で SRM の利用実態及びレンダリング条件、交差汚染防止対策という評価に入っていくって、利用実態については使用利用禁止を◎、死廃牛を飼料に利用しないで、SRM についても飼料以外の用途に利用されるという書きぶりは○、利用されてしまう場合はレンダリングの方に移って十分な

条件でレンダリングをしているかそれ以外という格好で、最終判定のところは1～4のレベルと◎、○、△の段階上げ下げで暴露・増幅リスクが無視できるから高いという5段階評価。

それと同時に期間については規制の変更があった時期で、先ほど牛の方については潜伏期5年という区切りで区切りましたけれども、これについては措置が導入されたときという格好の区切りで各国を書くという。サーベイランスについては今、資料2でそれぞれの国のが出てきましたけれども、BSurvEに達している国と達していない国があって、この書きぶりは先ほどの飼料の遵守と同じで、科学的検証をするには科学的データが要りますということを書いた上で、BSurvEに基づいたポイント制で調査をすると、これは括弧にして資料2を入れておいたらいいのではないですか。つくってくれたから。

○横田課長補佐 これに関しては、後ろの各国の評価の中に入れるとの考えもあるかと思えます。

○吉川座長 それでもいいですね。サーベイランス状況は侵入リスク及び暴露・増幅リスクに直接的に影響を及ぼすものではないが、今回の評価に当たっては回答書から得られた情報を整理し、評価をまとめる際に検証的なデータとして活用したということで、一応進入リスクと各国の暴露・増幅リスクの判定の仕方について、こういうふうにやっぺいこうということで議論を進めていたわけです。

○堀内専門委員 今のところなんですけれども、検証的なデータとして活用したということなんですが、サーベイランスの結果で何を検証したんでしょうかということをお伺いしておきたいんです。実際に飼料規制等の実施状況をもって検証したという意味なのか、それとも現時点でのその国におけるBSEの発生状況を検証したという意味なのか。

○吉川座長 BSurvEそのものの組み方自身は、先ほど言ったタイプAとタイプBとありますけれども、Aは管理されたリスクを特に適用するというので、母集団の多さに応じてポイントが決まっているけれども、それをまっとうしているなら、その理論としては30万ポイント、100万トン以上に国であれば、新しいBSurvEのは10万頭に1頭以上いるなら、このサーベイランスでは99%の確率で引っかかってくるというのが、たしかEFSAからOIEが引き継いだBSurvEの原点ですから、ここで保証されたものというのはそのポイントに達していれば、BSurvE A型で保証される範囲の有病率以下に入っているということが検証できたと解釈することで、飼料規制がどのくらい行っているかということではないと思います。

○堀内専門委員 そこで不規則発言をするようで恐縮なのですが、私は過去の経緯を正確に理解していないのですけれども、実際にA型のサーベイランス、B型のサーベイランスがOIEの総会で最終的に認証される前の段階で、日本としては例えば今日も配られていますけれども、臨床的に疑われる牛が750とかいうケースの重みづけというのは、ある程度BSEの発生が少ない国では、この係数ではいかないのではないかという意見を日本の農水省から出していたと思うんです。

それは最終的に OIE に反映されていないわけなのですが、そこで私自身ずっと今回の議論の中で堂々めぐりに陥っているのが、もしすべて OIE の基準を受け入れるのであれば、何もこんなに苦労して議論する必要もないのかなと思うのです。今回 14 か国のうち、幾つかの国は OIE でも評価を受けている国があるわけですね。それなのに、なぜそれ以上もう一度やる必要があるのかという原点のところまで立ち返ってしまうような気がするのです。

それでこのサーベイランスによる検証というところも OIE のものをそのまま受け入れてしまっているのかなという印象もあるわけです。サーベイランスの検証は多分日本が一番データを持っているわけで、日本では言ってみれば臨床症状から疑われる牛からは BSE の牛は出ていないわけです。そういうのを基にある程度発生率の低いような国では、この BSurvE A 型とか BSurvE B 型という検証方法は十分に活用できないのではないかということ、日本は提案したと思うのです。

そういうところをサーベイランスのところに逆に反映させることはできるのかなと。勿論この OIE の BSurvE の方式によるポイント制というのは、参考値としては十分扱えると思うんですけども、これも補足的な説明になるのかもしれませんが、日本のサーベイランスの結果から、この BSurvE の方式よりももっと厳密な検証の方法があるのではないかということ、これを提案してきたとか、そんなことを入れつつ、この BSurvE のポイントを引用してはいかがかなと思うんです。不規則発言で申し訳ありません。

○吉川座長 別に不規則発言ではないし、確かに日本はそういう提案も 2 年くらい前にした覚えがあります。ただ、多分あのとき、もし足りなかったとすると、BSurvE に代わる低汚染国の日本以外の幾つかの国のデータも、月齢とかに関しては日本ほど正確なデータではないけれども、違う式を使う方がより科学的ではないかという提言をしたのですけれども、BSurvE に代わるどういう加重点を入れれば、最もそれぞれの低汚染国に当てはまるかという EFSA の出したような表を提案しなかったのですね。結局クレームを付けただけで終わってしまって、翻ってこれだけの国のデータをもう一回全部精査して、日本的にやるならこのポイントをこう直す方がより科学的に正確ではないかという提言をしなかったですね、山本さん。

○山本専門委員 はい。

○吉川座長 そういう問題があるのではないかという指摘をただけで、結局 OIE としては科学委員会ですらそれをどう受け取ったのかわからないけれども、多分 BSurvE に代わるほど科学的なデータにはなっていないという評価をして、これをそのまま世界に適用させたのだと思うのです。

確かにこれはイギリスを始めとして、ヨーロッパのアクティブサーベイランスのデータの中から実際に出た係数から逆算して重みづけをカテゴリーの中でしていったので、当てはまらないかもしれないという国も当然出てくるとは思うんですけども、もしそれをするとすると、我々が自分で BSurvE に代わる方式をつくらなければいけないんです。

その両方でやってみて、確かにこの新しい方式の方が合っている。例えばヨーロッパで発症率がもう下がってきた時点からのアクティブサーベイランスのデータを全部集めて、ホットに行っていた時期と比べてこれだけずれるんだからと、今の BSurvE の重みづけは既に効力を失っているとかいう指摘ができれば、こういう式を使うべきであるということができればいいんですけども、なかなかそこまで言う人がいなくて、問題点の指摘で終わったというように記憶をしています。

○堀内専門委員 わかりました。そうすると、この検証的という意味は、あくまで EFSA から OIE に実際に、私の記憶で EFSA の科学委員会の方が言ったのではないかと思うのですが、10万頭に1頭の割合の感染を見つけられるサーベイランスとして。

○吉川座長 国際的に採用されている方式で見ると、こうなるということです。

○堀内専門委員 わかりました。決して飼料規制の実効性とかを、座長も最初に言われたように、そういうものを見るのではなくて、あくまで現時点での国の BSE の汚染度を判定する基準の一つというところで用いたということです。

○吉川座長 どうぞ。

○永田専門委員 サーベイランスの問題はいろいろありますが、むしろそれはリスクを評価する場合に、例えばここでは暴露・増幅リスクでも、何もサーベイランスをやっていけばいい点を付けるとか、どれほどサーベイランス状況がいいのかということに全く評価はしていないですね。

多分前からどの評価機構もそのスタンスでいると思うのですが、結局はサーベイランスのデータから何かそれをここの点数化に配慮することはとても無理だということはわかっていて、たまたまここには検証的なデータとして活用したと書いてありますけれども、私はリスクはリスクでサーベイランスの値は、今回の場合はこれらの国に限って言えば BSE が1頭も出ていないと思いますけれども、そもそもある値があったところでリスクを評価するときにはその値を考慮せずに、ただし全体としてはその確認的なデータとして用いるという見解でやっているのではないかと思っていただけです。

○堀内専門委員 済みません。なぜ私がこのサーベイランスにこだわるかというと、結局ここでは科学的に議論しなさい、科学的な証拠を基にというのがずっとあるわけです。結局この BSE の汚染状況等々、一番科学的に正確に判断できるのは、このサーベイランスの結果なのです。

ですから、勿論日本のように物すごいエクステンシブにサーベイランスをやっていけば、非常に科学的に自信を持って、私たちの国の汚染はこれだけですよという結果は言えるわけです。それに対して勿論、今回対象としている国のほとんどがそういうことをやられていないのは、わかってはいるのですが、だからと言ってそれは最初から無理なんですねということで、そこをスキップして議論はしたくないなという意味もありまして、このサーベイランスのところで意見を申しているところなのですけれども、決してこの対象国に対して日本と同じようなサーベイランスを求めるとか、そういうことではなくて、あくまで

厳密には科学的根拠。例えば日本であれば飼料規制の実効性というのも、今までサーベイランスをしっかりとやってきたから、それがサーベイランスの結果に反映されてきているわけですから、そういうところを少し発言しておきたかったということです。

○吉川座長 どうぞ。

○山田専門委員 私もここのサーベイランスの評価は非常に重要なポイントではないかと思っています。前の項目でも BSE の発生国、非発生国と分けるところがありましたね。でも、結局、非発生と言ったときに、例えばこのサーベイランスの方式で BSurVE 方式をとって、ポイントに達していない国があるとするとその方式で置いても、それは本当に非発生国と言えるのかということにまで戻っていってしまうと思うので、そこをどう扱うかということをはっきりさせておいた方がいいのではないかと思います。

○吉川座長 どうぞ。

○小野寺専門委員 確かに BSurVE A ポイントか BSurVE B ポイントということになるんですけども、これは結局ポイント制というのは、あくまでも最初は BSurVE A に振り分けるか BSurVE B に振り分けるかくらいが一番入り口のリスク評価で、それだけではその国のリスクは決まらないということなのです。

あともう一つは、またその国々で上乘せ条件を決めています。上乘せ条件を決めている国と決めていない国があるわけですが、現時点においては世界の大多数の国は BSurVE B 型のポイントに達していない国の方が非常に多いということで、少なくともそれを BSurVE B 型まで持ってこようかというのがリスク評価の入り口の一つのメリットかと思うのです。

○永田専門委員 私はやはりサーベイランスによるデータは、トータルのリスクを評価するときに耐えられないので、含めて考慮することはできないと思っています。勿論日本的な日本のサーベイランスのようなことを皆さんがやられたら、それはリスクを評価する上で利用できるデータだと思いますが、今の現行のサーベイランスの状態を考慮して点数化に持っていくのは現実には無理ではないかと思っています。

○吉川座長 多分議論からすると、サーベイランスがポイントに達しているから、例えば評価レベルを 1 個上げようとか下げようとかいう提案はないと思うのです。むしろ一応国際的なレベルで決められているポイントに達しているなら、その国の有病率に関しては、そのレベルであるということは考慮しよう。

しかし、そのポイントに達していない国に関しては、それは保証されていないという考え方で評価しよう。そのくらいだろうと思うのです。

○永田専門委員 その確認みたいな感じです。

○吉川座長 それに対して、その BSurVE 評価そのものが科学的かという議論はもう一方で確かにあって、適用できる国とそのまま適用できない国があるかもしれないけれども、さっき言ったのは、適用できない国に適した BSurVE C とか BSurVE D というのがあるのかというと、現時点ではどこからも提案されていないので、今まで科学的な格好で得た BSurVE

を一応評価の一助として、その有病率の発生していないということの確かさをどこまで求めるかというものの一つの補助手段として使おうというくらいだろうと思うのです。そういうふうになるように書いた方がいいのかもしれない。ここも書き方が足りなかったのかもしれないけれども、言った意味はそういうふうでいいですか。

○堀内専門委員 勿論わかってはいるのですけれども、過去の米国産、カナダ産の評価のところからいたら人間としては、あのときはそこまでかなり踏み込んで議論したわけですね。そういう背景があるので、少しここで発言させていただいたのです。

勿論、先ほど言いましたように、今回対象としている国で日本と同じようなサーベイランスを行っていないというのは十分承知していますけれども、現時点では当時の米国、カナダ産の要するに EV プログラムにのっとったものは今でも生きているものですね。

ですから、それを全く度外視した形で、ここで別途重要かとどンドン話を進めるというのも、ダブルスタンダード、トリプルスタンダードになってしまう可能性があるので、一応そういう経緯があったということを発言しておきたいということです。ですから、それを現段階で 14 か国に求めるとか、そういう意味では決してございません。

○吉川座長 わかりました。このところは今の意見を入れて少し書きぶりを、そういう意味ではサーベイランスデータをどう使うかという点では、直接暴露・増幅リスクレベルの判定の上げ下げに利用するという仕方ではない。あくまで今回対象になった非発生国の背景にある有病率というものを科学的に評価する手段として利用すると。その上で十分な BSurvE ポイントに達している国については、BSurvE の規定にある範囲内で感染牛がないということに関しては認める。

ポイントに達していない国に関しては、その有病率に関しては単純に言えば、信頼性を持って評価できないと考える。あるいはその辺を書いておいて、実際に各国の評価を進めていく中で、この場合は BSurvE ポイントに全く達していないので、1 頭も出ていないと言っているけれども、有病率に関してはそれを受け入れた評価をしたわけではないということを書いておくという感じですかね。

BSurvE そのものが本当に日本を含めて、こういう国に適合するかということのコメントはここに書いておきますか。

○小野寺専門委員 そうすると対案があるのかという話になりますね。

○吉川座長 なりますね。

○堀内専門委員 先ほどおっしゃったとおり、確かに日本のクレームで終わったところもあるので、そこまで踏み込んで書けないですね。

○吉川座長 わかりました。総論的に何に使ったかということを書いた上で、それぞれの国にこういう格好でかなりばらつきがありますから、各国の評価を進めるときに、サーベイランスのデータをどういうふう考えたかということを書いた上で、先ほどの飼料のところと同じような格好でやりたいと思います。いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 では、また書き直したものを送りますから、意見をください。

それでは、14 ページの「3. 食肉及び内臓」についてから後半になりますけれども、お願いします。

○横田課長補佐 引き続きまして、14 ページ目の下、11 行目以降「3. 食肉及び内臓」の部分でございます。

最初のところでまず総論的な話を書いておりまして、12 行目からですけれども、SRM が確実に排除されればヒトの vCJD リスクは大きく低減するというので、SRM の除去がヒトの健康危害の防止及び牛の BSE 対策の中心となる重要な施策であるということから、まず最初に SRM 除去について評価を行って、その他の項目、と畜上での検査、スタンニング、ピッシング等を組み合わせて食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性について評価を行ったということでございます。

15 ページ目以降が項目ごとの記載でございます。

「(1) SRM 除去」でございまして、1 行目は先ほどの暴露・増幅リスクと同じでございますけれども、SRM に感染価の 99%以上が集中しているということ、これを確実に排除することが重要だということでございます。

5 行目以降でございますけれども、評価に当たっては SRM 除去の有無及び SRM による食肉内臓等の汚染防止方法に関する措置の実施状況等を考慮したということでございます。

8 行目以降でございます。SRM 除去の範囲については、①として今回の評価対象は BSE 未発生国であること。②は、しかし、GBRIII の国も含まれている。③で、各国の国内対応が一定ではないことなどから、基本的には OIE の管理されたリスク国の SRM の定義を基本としつつ、大きく異なる場合は個別に判断することとしたと記載しております。

13 行目以降が「(2) と畜場における検査、スタンニング、ピッシング」でございます。まず前段で検査の話ですけれども、と畜前検査で歩行困難牛などの高リスク牛を適切に排除することは BSE 対策上重要であり、OIE コードでもと畜前後の検査に合格していることが求められているということ、と畜場での検査については、と畜前検査で歩行困難牛等の異常牛が適切に排除されているか。それに加えて②として、と畜場で BSE の検査等を行っているかどうかを考慮したということでございます。

20 行目以降の次の段落がピッシング、スタンニングに関してです。ピッシングや圧縮した空気やガスを注入するスタンニングに関しては、食肉等を汚染させる可能性が指摘されているということ、そういった方法が行われているかどうかを考慮して評価を行ったということでございます。

「(3) その他(機械的回収肉(MRM)など)」でございます。まず機械的回収肉についてですが、これはそういった方法を実施している国については、実際に我が国に輸出があるかどうか等の関連情報を収集し、この食肉及び内臓の中でなくて、後ろの評価結果、最終的なまとめを行う際に別途考慮したという形にしております。

最後の網掛けの部分でございます。その他、と畜頭数でございますとかトレーサビリティに関しては、直接的というよりは、と畜場での生体検査の感度、精度、あとは月齢判断などに関与するので補足的に考慮したということでございます。

16 ページ目が「(4) 食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性の判定」でございます。今まで御説明したような考え方に基づいて、下の図2にあるような流れに従って判定を行ったということでございます。

実際に今回の評価対象は、各評価対象国から我が国に輸入される食肉等であることから、各国国内ではなくて、日本向けに輸出される食肉について評価を行ったということでございます。また評価に当たっては回答書の情報に加えて、現在とられているリスク管理措置を考慮して評価をしたということでございます。

資料の説明は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。後半の「3. 食肉及び内臓」についてということで、これまでなかなか項目は国内見直しのときから徐々に明確になって、米国、カナダのときはかなり細かいデータで分析をしたわけですがけれども、今回 SRM の除去、と畜場における検査、スタンニング、ピッシングの組み合わせで重みづけをするという格好で図2のところにありますけれども、基本的には SRM の除去について法的な格好でやっているか、ボランティアなものなのか、あるいは全く除去していないかという寄与度を大きく3つに分けた上で、次の項目のと畜場での生体牛の検査及び、と畜の条件としてスタンニングあるいはピッシングを行っているか行っていないか。

SRM 除去しているものとして、その措置として、そこにあるような食肉検査官による確認、高圧水による洗浄、背割りのこぎりの洗浄、あるいはルールとしての SSOP とか HACCP の管理があるかというような項目別に分けて◎、○、△。

と畜場の検査、スタンニング、ピッシングについては歩行困難牛の排除、BSE の検査、あるいは圧縮空気のスタンニング法、あるいはピッシング法を行っているかないかという組み合わせで、やはり◎、○、△という格好で最終的にリスク低減効果がほとんどないものから非常に大きいという、やはりこれも5つのカテゴリーに分けようという、これは今までなかった今回採用した新しい評価レベルの考え方ですけれども、その根拠について(1)(2)から機械回収肉は別途に SRM を含んでくるリスクがあるので、食肉内臓とは別途に別評価をするということが書いてあります。

と畜頭数、トレーサビリティ等についても各国に質問状を送ったわけですがけれども、と畜場での生体検査の感度、精度あるいは月齢判定に関与するというので、しかし、直接食肉工程のリスクに絡むものではないので、そういったリスク推定に当たって補足的に考慮すると一段下がった格好のデータ取扱いになっています。

有効性判定については今、言ったような組み合わせで考えようということで、16 ページまで、アメリカ、カナダに比べてみると結構それはそれで一段と難しい国々について一括的に評価するための戦略をこうしようではないかと、今まで議論してきたことを文章と図に

してみると、こういうことをやってきたわけですが、もし異論がなければ、これに基づいて各国の評価をデータに基づいて文章化していくという操作に入ると同時に、総合評価の結果のまとめをどういうふうにまとめていくかということも考えていかなければならないと思います。

特に今までの経験からすると、多分この評価のまとめと各国ごとに出てくる評価の最後のまとめのところが、読む人は読む、それ以外はここまで全部読んでくれる人はあまり多くないという気がするので、特に評価の結果のまとめについては、毎回プリオン専門調査会の報告書はよくわからないという批判が多くて、特に今回は今までに比べて更に少ないデータというか、やや不明な部分も含めた評価をしなければいけないということと、国によってレベルの違うものを同じ尺度で一貫性を持って評価しようという、かなり難しい操作をしているので、評価結果のまとめについてもそんなに楽ではないのかもしれないけれども、もしこういうふうにまとめたら案外わかりやすいのではないかという意見があれば聞きたいと思います。

○小野寺専門委員 その前に細かい話で申し訳ないです。MRM ですが、MRM というのはたしか英国で行われている方法で、英国以外のヨーロッパではあまりやられていなかったと思うのですが、今回の対象国でMRMをやっているかと聞いて、やっていませんという国がほとんどだと思うのです。ただ、東南アジアの方では骨から水か何かで肉を回収するというのではなくて、例えば細かいナイフか何かでそぎ取るとか、そういうことで要するにくず肉を回収するとか、そんな国もあるのです。そうするとMRMというものがいかなるものなのかをもう少し幅広く考えた方がいいのか悪いのかということです。

○吉川座長 アメリカなどはアドバンス・リカバリーという呼び方でやっていましたけれども、今回は回答した国の中に2か国くらい、この機械回収肉に該当するリカバリーの方法をとっている国があって、問題はそれが日本に輸出されているなら内臓あるいは食肉とは全く違う工程で、リスクが違うので別途に評価をしなければならないというので追加質問を出したので、もしそういうことを利用している国だけでも、日本には全く輸出していないということが事実であれば、あえてそれについてどういうリスクを持っているかという評価はしないで済ますことを考えています。

○小野寺専門委員 わかりました。

○吉川座長 ほかにございますか。とりあえずここまでの文章で、今日の議論を踏まえて書き直すところはもう少し詳しく書くという格好に直したいと思いますが、一応たたき台としては整理が済んだという理解で、もし何度も言うように申し訳ありませんけれども、評価結果をこういうふうに図でも構いませんし、文章でも構いません。こういうふうにまとめた方が消費者あるいは相手国にわかりやすいのではないかというアイデアがあったら事務局の方に。あるいは私ならこうするというのであれば、是非知らせていただきたいと思います。

それでは、一応たたき台に関しての審議はここまでという格好で終わりたいと思います

けれども、いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 そうすると、今度はこの手法に基づいて、事務局が個々のデータについては既に何回か精査をされていますけれども、実際の評価を進めていく格好になると思います。9か国いっぺんにやれば一番良いのですけれども、それはあまりにも荷が重いということもあって、できれば最初の方のデータのまとまっている国について3か国くらい、この評価手法に基づいてもう一回データを精査しながら、評価を実際にやっていく間に、多分追加質問に対する答えも返ってくると思うので、それを含めて国別の評価を文章にまとめていくという操作を始めたいと思います。

ゼロからもう一回この場で議論を進めて言ってもいいかもしれませんが、既に回答をもらったデータに関しては、事務局の方でかなり表にしたりテーブルにしてまとめてくれてあるので、今回のように何人かの先生に助けをいただいて、たたき台として、こういうふうにする方法に基づいてやってみるとこうなるけれども、どうだろうかという議論の基があった方が多分進みやすいと思うので、とりあえず3か国くらいを対象にたたき台をつくった上で議論を進めたいと思いますけれども、いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 そうしたら、担当委員を選ばせていただきたいと思います。今日こられると言って来られなかったのですが、甲斐先生をと畜場を含めて海外の情報にかなり詳しいので、甲斐専門委員に手伝っていただきたいと思います。

疫学もかなり大事になるので、門平専門委員、筒井専門委員、山本専門委員に手伝っていただいてとりあえず3か国くらいを文章化してみて、それをできれば早めに各委員に送りますけれども、たたき台として、このような格好で各国評価を始めたいと思いますけれども、いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 では、そういった格好で進めていきたいと思います。いろいろと正念場に入ると思うので、最終的にかなりばらつく国をなるべく統一できる手法で差別化しないで評価をしたいというのが基本概念なので、そこら辺を配慮して文章化していきたいと思いません。

ちょうど5分前ですが、事務局からほかにございますか。

○横田課長補佐 特にございません。

○吉川座長 では、念を押すようではございますけれども、今日議論した内容を書き直すところも含めて、もし帰って冷静に読んで、各国評価に入る前に直しておいた方がいいと思われるところは事務局の方に知らせてください。

また事務局の方から各委員に回して、持ち回りの審議をしたいと思います。まとめのところについては、もしいいアイデアがあればお願いします。

では、できれば次回から各国の評価に入りたいと思います。長時間にわたる御審議お疲

れ様でございました。次回については日程調整の上お知らせします。よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。